

貝塚市地域防災計画 新旧対照表(案)

(令和6年度防災会議)

項	現 行	改正後(案)	改正理由等
P2	<p>総 則</p> <p>第2節 市域の概況</p> <p>本市は、大阪府の南部にあって、北西部は大阪湾に面し、北東を岸和田市、南西を泉佐野市、熊取町、南部を和歌山県に接している。</p> <p>市役所の位置は、東経135度21分39秒、北緯34度26分07秒、市域は、南北約16.0km、東西約4.8km、面積43.93km²であり、海岸から山地にかけて南北方向に長い市域形状になっている。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>総 則</p> <p>第2節 市域の概況</p> <p>本市は、大阪府の南部にあって、北西部は大阪湾に面し、北東を岸和田市、南西を泉佐野市、熊取町、南部を和歌山県に接している。</p> <p>市役所の位置は、東経135度21分39<u>29</u>秒、北緯34度26分07<u>15</u>秒、市域は、南北約16.0km、東西約4.8km、面積43.93km²であり、海岸から山地にかけて南北方向に長い市域形状になっている。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・法改正等 (測量法の改正に基づく座標の修正) (庁外意見)</p>
P4	<p>総 則</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>この計画は、・・・(中略)・・・業務の大綱を、次のとおり定める。</p> <p>1 貝塚市</p> <p>(3) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること。 ・市有建築物の二次災害の防止に関すること。 ・<u>車両の確保に関すること。</u> ・職員の配備状況の確認と調整に関すること。 ・家屋、土地、設備等の被害調査及び大規模災害時の罹災証明の発行に関すること。 ・市税の減免に関すること。 ・災害時における職員の服務に関すること。 ・電子計算組織の災害対策及び応急復旧に関すること。 	<p>総 則</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>この計画は、・・・(中略)・・・業務の大綱を、次のとおり定める。</p> <p>1 貝塚市</p> <p>(3) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査の総括並びに応急復旧に関すること。 ・市有建築物の二次災害の防止に関すること。 ・車両の確保<u>及び一括管理</u>に関すること。 ・職員の配備状況の確認と調整に関すること。 ・家屋、土地、設備等の被害調査及び大規模災害時の罹災証明の発行に関すること。 ・市税の減免に関すること。 ・災害時における職員の服務に関すること。 ・電子計算組織の災害対策及び応急復旧に関すること。 	<p>・その他</p>
P5	<p>(4) 市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置・引渡しに関すること。 ・防疫資材及び薬品の確保に関すること。 ・浸水区域の防疫に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 	<p>(4) 市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置・引渡しに関すること。 ・防疫資材及び薬品の確保に関すること。 ・浸水区域の防疫に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 	

凡例 修正箇所：赤字及び下線部分
 一重線：市独自の修正、二重線：法改正等又は府計画に基づく修正

P5	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥の処理に関すること。 ・災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・災害時の動物救護・愛護に関すること。 ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。 <p>(5) 健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する市民相談に関すること。 ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 ・義援金品及び見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること。 ・<u>遺体の安置・引渡しに関すること。</u> ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画に関すること。 ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・<u>ボランティアの受入れ及び活動環境の整備に関すること。</u> ・要配慮者の生活支援に関すること。 ・避難行動要支援者の<u>個別避難計画</u>に関すること。 ・<u>医療機関との連絡に関すること。</u> ・予防衛生に関すること。 ・医療救護班との連絡調整に関すること。 <p>(6) 子ども部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の保育に関すること。 ・要配慮者の生活支援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥の処理に関すること。 ・災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・災害時の動物救護・愛護に関すること。 ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・<u>男女共同参画の視点から業務全般について、大阪府及び市内における連絡調整に関すること。</u> ・<u>市民の死亡情報の集約及び市内における情報共有に関すること。</u> ・<u>住民基本台帳照会に関すること。</u> ・<u>火葬許可証の発行業務に関すること。</u> ・<u>斎場との火葬調整に関すること。</u> <p>(5) 健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する市民相談に関すること。 ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 ・義援金品及び見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること。 ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画に関すること。 ・所管施設に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・<u>災害</u>ボランティアの受入れ及び活動環境の整備に関すること。 ・要配慮者の生活支援に関すること。 ・避難行動要支援者の<u>支援制度</u>に関すること。 ・<u>医師会・歯科医師会・薬剤師会及び岸和田保健所</u>との連絡に関すること。 ・予防衛生に関すること。 ・医療救護班との連絡調整に関すること。 <p>(6) 子ども部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の保育に関すること。 ・要配慮者の生活支援に関すること。 ・<u>母子保健関連業務に関すること。</u> 	<p>その他 (市内意見)</p> <p>その他 (市内意見) (市外意見)</p>
----	--	---	--

P8	<p>2 大阪府</p> <p>(6) 大阪港湾局泉州港湾・海岸部 <u>阪南建設管理課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府直轄港湾施設の災害予防、保全管理、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(2) 岸和田海上保安署</p>	<p>2 大阪府</p> <p>(6) 大阪港湾局泉州港湾・海岸部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府直轄港湾・<u>海岸</u>施設の災害予防、保全管理、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 <p>4 指定地方行政機関</p> <p><u>(2) 大阪管区气象台</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>観測施設等の整備に関すること。</u> ・<u>防災知識の普及・啓発に関すること。</u> ・<u>災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> ・<u>府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> <p><u>(3) 第五管区海上保安本部</u>岸和田海上保安署</p>	<p>(庁外意見)</p> <p>・府計画に基づく修正。 (記載の追加) (庁内意見)</p>
P9	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(1) 貝塚郵便局</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社関西支店、エヌ・ティ・ティ・コム ユニテ=シヨンズ株式会社関西営業支店及び株式会社NTTドコモ関西支社（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理、災害時の非常通信調整確保及び気象警報の伝達、施設の応急復旧等に関すること。 	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(1) <u>日本郵便株式会社</u>貝塚郵便局</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社関西支店及び株式会社NTTドコモ関西支社（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理、災害時の非常通信調整確保及び気象警報の伝達、施設の応急復旧等に関すること。 	<p>・その他 (庁内意見) (庁外意見)</p>
P10	<p>(13) 貝塚市薬剤師会</p>	<p>(13) <u>一般社団法人</u>貝塚市薬剤師会</p>	

P10	<p>7 公共的団体等 (7) 社会福祉協議会 ・ボランティアの活動支援及び災害時における福祉に関すること。</p>	<p><u>(14) 一般社団法人大阪府LPガス協会</u> <u>・LPガス施設の整備と防災管理に関すること。</u> <u>・災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること。</u> <u>・災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること。</u> <u>・被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること。</u></p> <p>7 公共的団体等 (7) 社会福祉協議会 <u>・災害ボランティアの活動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。</u> <u>・災害時における福祉に関すること。</u></p>	<p>・府計画に基づく修正。 (記載の追加) (庁内意見)</p> <p>・その他 (庁内意見)</p>
P15	<p>【注記】 本計画における用語について</p> <p>住民 市域に・・・(中略)・・・を含める。 要配慮者 高齢者、・・・(中略)・・・をいう。 避難行動要支援者 要配慮者の・・・(中略)・・・をいう。 防災関係機関 国、大阪府・・・(中略)・・・をいう。 関係機関 防災関係・・・(中略)・・・をいう。 ライフライン 上水道、・・・(中略)・・・をいう。 災害時 災害が・・・(中略)・・・をいう。</p>	<p>【注記】 本計画における用語について</p> <p>住民 市域に・・・(中略)・・・を含める。 要配慮者 高齢者、・・・(中略)・・・をいう。 避難行動要支援者 要配慮者の・・・(中略)・・・をいう。 <u>避難支援等関係者 町会(自治会)、自主防災組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、事業所等で避難支援等の実施に携わる関係者をいう。</u> 防災関係機関 国、大阪府・・・(中略)・・・をいう。 関係機関 防災関係・・・(中略)・・・をいう。 ライフライン 上水道、・・・(中略)・・・をいう。 災害時 災害が・・・(中略)・・・をいう。</p>	<p>・その他 (庁内意見)</p>
P18	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第1節 総合防災体制の整備 第2 防災拠点機能等の確保及び充実 (略) 1 防災拠点の種類</p>	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第1節 総合防災体制の整備 第2 防災拠点機能等の確保及び充実 (略) 1 防災拠点の種類</p>	

	(2) 備蓄拠点 … 市役所・N T T水間ビル・二色センター	(2) 備蓄拠点 … 市役所・ <u>防災備蓄倉庫(旧市営第2プール跡地)</u> ・N T T水間ビル・二色センター	・その他																																	
p29	<p>第4節 災害時医療体制の整備 (略)</p> <p>第3 現地医療体制の整備</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。</p> <p>1 医療救護班の種類と編成</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別の医療救護班の構成に努める。</p> <p>2 医療救護班の編成基準</p> <p>市は、医療救護班の編成数、構成等について定めておく。</p> <p>※班 数 — 3班 構 成 —</p> <table border="1"> <tr> <td>職 種</td> <td>医師数</td> <td><u>看護師</u></td> <td>薬剤師</td> <td><u>保健師等</u></td> <td>連絡員</td> </tr> <tr> <td>人 数</td> <td>1人</td> <td><u>3人</u></td> <td>1人</td> <td><u>2人</u></td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> <td><u>9人</u></td> <td>3人</td> <td><u>6人</u></td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>参集場所 — 保健・福祉合同庁舎</p>	職 種	医師数	<u>看護師</u>	薬剤師	<u>保健師等</u>	連絡員	人 数	1人	<u>3人</u>	1人	<u>2人</u>	1人	計	3人	<u>9人</u>	3人	<u>6人</u>	3人	<p>第4節 災害時医療体制の整備 (略)</p> <p>第3 現地医療体制の整備</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。</p> <p>1 医療救護班の種類と編成</p> <p>市、大阪府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別の医療救護班の構成に努める。</p> <p>2 医療救護班の編成基準</p> <p>市は、医療救護班の編成数、構成等について定めておく。</p> <p>※班 数 — 3班 構 成 —</p> <table border="1"> <tr> <td>職 種</td> <td><u>医師</u></td> <td><u>看護師</u></td> <td>薬剤師</td> <td>連絡員</td> </tr> <tr> <td>人 数</td> <td>1人</td> <td><u>5人</u></td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> <td><u>15人</u></td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>参集場所 — 保健・福祉合同庁舎</p>	職 種	<u>医師</u>	<u>看護師</u>	薬剤師	連絡員	人 数	1人	<u>5人</u>	1人	1人	計	3人	<u>15人</u>	3人	3人	・その他
職 種	医師数	<u>看護師</u>	薬剤師	<u>保健師等</u>	連絡員																															
人 数	1人	<u>3人</u>	1人	<u>2人</u>	1人																															
計	3人	<u>9人</u>	3人	<u>6人</u>	3人																															
職 種	<u>医師</u>	<u>看護師</u>	薬剤師	連絡員																																
人 数	1人	<u>5人</u>	1人	1人																																
計	3人	<u>15人</u>	3人	3人																																
P33	<p>[災害予防対策]</p> <p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第5 交通規制体制の整備</p> <p>1 緊急通行車両等の事前届出</p> <p>市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（貝塚警察署）に「<u>緊急通行車両等事前届出</u>」を行う。</p> <p>《資料編 2-8 緊急通行車両等事前届出車一覧》</p>	<p>[災害予防対策]</p> <p>第1章 防災体制の整備</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第5 交通規制体制の整備</p> <p>1 市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（貝塚警察署）に、<u>緊急通行車両であることの確認の申し出を行う。</u> <u>(災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年9月1日から施行)) (令和5年政令第180号)</u></p>	・法改正等																																	

	<p><u>《資料編 3-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証》</u></p>	<p><u>※ 令和5年8月31日以前において、事前届出を行った書類（事前届出済証）は令和5年9月1日以降も有効（事前届出の申請制度は廃止。）</u></p> <p>《資料編 2-8 緊急通行車両等事前届出等車一覧》</p> <p><u>《資料編 3-3 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証》（※令和5年8月31日以前の関係書類）</u></p> <p><u>《資料編 3-4 緊急通行車両確認申出書、緊急通行車両確認証明書》（※令和5年9月1日以降の関係書類）</u></p>	
P36	<p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>第3 指定避難所等の指定・整備</p> <p>市は、・・・(中略)・・・連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</p> <p>さらに、平常時から指定避難所の場所や受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>1 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、・・・(中略)・・・ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資する<u>テレビ、ラジ</u></p>	<p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>第3 指定避難所等の指定・整備</p> <p>市は、・・・(中略)・・・連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</p> <p><u>また、町会・自治会等において自主的に設定する避難施設（「届出避難所」という。）について、平常時又は災害発生後の把握に努め、避難者の受入れ確保の整備に努める。</u></p> <p>さらに、平常時から指定避難所の場所や受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>1 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、・・・(中略)・・・ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資する<u>情報収集機器</u></p>	<p>・能登半島地震の教訓</p> <p>・その他</p>

<p>P37</p>	<p><u>オ等の機器</u>の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (以下、略)</p>	<p><u>等</u>の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (以下、略)</p> <p><u>2 指定福祉避難所</u> 市は、災害対策基本法施行規則第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所として施設を定め公示する。 なお、指定福祉避難所は、指定避難所開設後に必要に応じて開設する二次的な避難所とする。</p>	<p>・その他</p>
<p>P38</p>	<p>2 要配慮者に配慮した施設整備等 (略)</p> <p>3 指定避難所補完施設 市は、災害の規模、避難の態様等により、指定避難所の開設だけでは避難者の受入れに支障をきたす場合に備え、指定避難所補完施設を指定する。</p> <p>4 指定避難所の管理運営体制の整備 (略)</p>	<p><u>3 要配慮者に配慮した施設整備等</u> (略)</p> <p><u>4 指定避難所補完施設等</u> (1) 市は、災害の規模、避難の態様等により、指定避難所の開設だけでは避難者の受入れに支障をきたす場合に備え、指定避難所補完施設を指定する。 <u>(2) 届出避難所について、あらかじめ届出をさせるなど、町会・自治会などに協力を得て状況把握に努める。</u></p> <p><u>5 指定避難所の管理運営体制の整備</u> (略)</p>	<p>・能登半島地震の教訓</p>

P44	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第7節緊急物資確保体制の整備</p> <p>第2 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>1 重要物資の備蓄 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)</td> <td> 【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口授乳率) × 1リットル/人/日 </td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下の表内、略)</p> <p>《資料編 2-17 大阪府地震被害想定に基づく物資の備蓄目標》</p>	品目	算出式	食料	(略)	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。	毛布	(略)	乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 1リットル/人/日	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第7節緊急物資確保体制の整備</p> <p>第2 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>1 重要物資の備蓄 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)</td> <td> 【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u>授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u>授乳率) × 1リットル/人/日 </td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u>授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下の表内、略)</p> <p>※大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋 《資料編 2-17 大阪府地震被害想定に基づく物資の備蓄目標》</p>	品目	算出式	食料	(略)	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。	毛布	(略)	乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 1リットル/人/日	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)	<p>・その他 (庁外意見)</p> <p>・府計画に基づく修正。 (記載の整合)</p>
	品目	算出式																									
食料	(略)																										
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。																										
毛布	(略)																										
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 1リットル/人/日																										
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (人口 授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)																										
品目	算出式																										
食料	(略)																										
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。																										
毛布	(略)																										
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 1リットル/人/日																										
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) × 70% (<u>人工</u> 授乳率) × 1本(注)/人。 (以下、略)																										

<p>P53</p>	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第10節 避難行動要支援者支援体制の整備 市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。 実施にあたっては、法を踏まえ、全体計画「<u>貝塚市災害時要援護者避難支援計画</u>」に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から<u>個別計画の策定</u>を進める。</p>	<p>[災害予防対策] 第1章 防災体制の整備 第10節 避難行動要支援者支援体制の整備 市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。 <u>体制整備の実施</u>にあたっては、法を踏まえ、全体計画「<u>貝塚市避難行動要支援者支援プラン</u>」に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から<u>個別避難計画の作成</u>を進める。</p>	<p>・法改正等 (庁内意見)</p>
<p>P53</p>	<p>第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 1 避難行動要支援者の把握 市は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している<u>高齢者や要介護者、障害者</u>等の情報を集約するよう努める。 難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、<u>必要な情報の取得に努める。</u> 2 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>なお、「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」(平成23年3月策定)に基づき作成した「災害時要援護者名簿」は、法第49条の10に基づく「避難行動要支援者名簿」とする。</u> (1) <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u> ・ <u>概ね80歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、家族等と同居しているが日中に高齢者のみになる世帯の人</u> ・ <u>寝たきり状態や認知症のある人</u></p>	<p>第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 1 避難行動要支援者の把握 市は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している<u>要介護者や障害者</u>等の情報を集約するよう努める。 難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、情報<u>提供を求める。</u> 2 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。 (1) <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u> <u>貝塚市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件の何れかに該当する者。</u> <u>ア 要介護認定結果が要介護3以上の者</u> <u>イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。)</u> <u>ウ 療育手帳Aを所持する者</u></p>	<p>・その他 (庁内意見)</p> <p>・法改正等</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>要介護認定結果が要介護3以上の人</u> ・ <u>身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由（1～2級）、視覚障害（1～3級）、聴覚・平衡・音声・言語機能障害（1～3級）、内部障害（1～2級）の身体障害のある人・知的障害や精神障害のある人で、自分ひとりで避難することが困難な人</u> ・ <u>難病患者、特定疾病患者、小児慢性特定疾病患者</u> ・ <u>その他、何らかの理由により災害発生時における情報入手や自分ひとりで避難することが困難な人</u>（以下、略） 	<u>エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</u> <u>オ その他、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を必要とする者</u>	
P54	<p>4 支援体制の整備</p> <p>市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、<u>町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、事業所等、避難支援等関係者となる者</u>やボランティア団体と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>5 個別避難計画の作成</p> <p>(1) 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>福祉専門職、町会（自治会）、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、避難支援等関係者</u>と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>4 支援体制の整備</p> <p>市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、<u>避難支援等関係者となる者</u>やボランティア団体と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>5 個別避難計画の作成</p> <p>(1) 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>避難支援等関係者</u>と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・その他 （※「避難支援関係者」の用語を定義（p14） （庁内意見）</p>
P55	<p>第4 福祉避難所の選定・整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画<u>等</u>を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>	<p>第4 福祉避難所の選定・整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>	

P84	<p>[災害予防対策] 第3章 災害予防対策の推進 第4節 風水害予防対策の推進 (略) 第4 水害減災対策 (略) 9 水防と河川管理等の連携 (略) (2) 市は、「泉南地域水防災連絡協議会」等を活用し、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。 (略)</p>	<p>[災害予防対策] 第3章 災害予防対策の推進 第4節 風水害予防対策の推進 (略) 第4 水害減災対策 (略) 9 水防と河川管理等の連携 (略) (2) 市は、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト面での対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として</u>、「泉南地域水防災連絡協議会」等を活用し、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。</p>	<p>・府計画に基づく修正。 (府参考意見)</p>
P94	<p>第7節 火災予防対策の推進 (略) 第1 建築物等の火災予防 (略) (5) 住民及び事業所に対する指導及び啓発 市は、大阪府との連携のもとに住民及び事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱い等の指導を行うとともに安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図る。(以下、略)</p>	<p>第7節 火災予防対策の推進 (略) 第1 建築物等の火災予防 (略) (5) 住民及び事業所に対する指導及び啓発 市は、大阪府との連携のもとに住民及び事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱い等の指導を行うとともに安全装置付ストーブ<u>や感震ブレーカー</u>等の普及の徹底を図る。(以下、略)</p>	<p>・その他</p>
P99	<p>[災害応急対策] 第1章 地震災害応急対策 第1節 組織・職員の動員体制 第2 職員の動員配備体制 (略) <u>※大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合、大阪府から緊急防災推進委員5名が本市に自動参集する。</u></p>	<p>[災害応急対策] 第1章 地震災害応急対策 第1節 組織・職員の動員体制 第2 職員の動員配備体制 (略) 第3 大阪府の緊急防災推進員について <u>勤務時間外に市において震度5弱以上を観測した場合、大阪府の緊急防災推進員が市に自動参集され、所要の活動を行う。</u></p>	<p>・府計画に基づく修正。 (府参考意見)</p>

P111	<p>[災害応急対策] 第2章 風水害応急対策 第1節 気象予警報等の伝達 [別図1]【気象予警報等の関係機関への伝達経路】</p> <p>西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話会社 -(NTTマーケティングアクト大阪104センター)-</p>	<p>[災害応急対策] 第2章 風水害応急対策 第1節 気象予警報等の伝達 [別図1]【気象予警報等の関係機関への伝達経路】</p> <p>西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話会社</p>	<p>・その他 (庁外意見)</p>
P118	<p>[災害応急対策] 第3章 災害情報等の収集・伝達 (略) 第1 市における情報収集伝達 (略) 1 被害状況の把握 (略)</p>	<p>[災害応急対策] 第3章 災害情報等の収集・伝達 (略) 第1 市における情報収集伝達 (略) 1 被害状況の把握 (略) <u>2 災害情報の収集・伝達</u> <u>警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、大阪府、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。</u> <u>なお、市が報告を行うことができなくなったときは、大阪府職員の派遣やヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、大阪府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と大阪府等が連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、大阪府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は大阪府に連絡するものとする。</u> <u>当該情報が得られた際は、大阪府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると</u></p>	<p>・府計画に基づく修正。 (府参考意見)</p>

	<p>2 大阪府及び国への報告 被害状況等の報告は、法第 53 条第 1 項により、・・・(以下、略)</p>	<p><u>大阪府が判断する場合、市又は他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。</u></p> <p><u>(1) 災害の発生場所、区域等</u> <u>(2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況</u> <u>(3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ</u> <u>(4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況</u> <u>(5) 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通等の被害状況</u> <u>(6) 消防、水防等の応急措置の状況</u> <u>(7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量</u> <u>(8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否</u> <u>(9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無</u> <u>(10) その他</u></p> <p>3 大阪府及び国への報告 被害状況等の報告は、法第 53 条第 1 項により、・・・(以下、略)</p>	
<p>P137</p>	<p>[災害応急対策] 第 6 章 避難行動 第 1 節 避難誘導 災害から住民の・・・(中略)・・・を開設する。 その際、・・・(中略)・・・自ら定める「<u>災害時要援護者避難支援計画</u>」等に沿った・・・(中略)・・・避難支援に努める。</p>	<p>[災害応急対策] 第 6 章 避難行動 第 1 節 避難誘導 災害から住民の・・・(中略)・・・を開設する。 その際、・・・(中略)・・・市が定める「<u>避難行動要支援者支援プラン</u>」等に沿った・・・(中略)・・・避難支援に努める。</p>	<p>・法改正等 (庁内意見)</p>
<p>P139</p>	<p>第 2 避難者の誘導 1 市 避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。 また、住民の避難誘導に際し、貝塚警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携し</p>	<p>第 2 避難者の誘導 1 市 避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。 また、住民の避難誘導に際し、貝塚警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携し</p>	

	<p>て、できるだけ集団避難を行うように努め、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮するものとする。</p> <p><u>なお、「災害時の重度身体障害者等の避難誘導・介助実施要領」に基づき、あらかじめ届け出た重度身体障害者等の要請に対して、消防団員を派遣する等、適切な誘導・介助を実施する。</u></p> <p><u>《資料編 P.57 3-3 災害時の重度身体障害者等の避難誘導・介助実施要領》</u></p>	<p>て、できるだけ集団避難を行うように努め、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮するものとする。</p>	<p>・法改正等</p>
P140	<p>第4 <u>被難者の運送</u></p>	<p>第4 <u>避難者の運送</u></p>	<p>・その他 (庁内意見)</p>
P141	<p>[災害応急対策] 第6章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>市は、・・・(中略)・・・生活環境の確保が図られるよう努める。 また、・・・(中略)・・・のできる指定避難所を指定し、開設する。 大阪府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。 (以下、略)</p>	<p>[災害応急対策] 第6章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>市は、・・・(中略)・・・生活環境の確保が図られるよう努める。 また、・・・(中略)・・・のできる指定避難所を指定し、開設する。 大阪府は、市を支援するため、<u>要請等に基づき</u>、施設の確保や避難者の移送等を行う。 (以下、略)</p>	<p>・その他 (庁内意見)</p>
P142	<p>第3 <u>指定避難所の管理・運営</u></p> <p>市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理・運営する。</p>	<p>第3 <u>指定避難所の管理・運営</u></p> <p>市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理・運営する。</p> <p><u>また、避難所での生活に配慮が必要な者や、感染症に罹患した者などへの対策として、指定避難所内の分離可能なスペース等を利用するなど適切な対応に努める。</u></p>	<p>・能登半島地震の教訓 (庁内意見)</p>

P144	<p>第5 指定避難所の早期解消のための取組み</p> <p>市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p>また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。</p> <p>なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。</p>	<p>第5 指定避難所の早期解消のための取組み</p> <p><u>1</u> 市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p><u>また、学校の再開に向けた諸準備や物資の供給、配分などの避難所の管理・運營業務に係る人員の効率化等を図るため、避難所の段階的な集約に努める。</u></p> <p><u>2</u> 市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。</p> <p>なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。</p>	<p>・能登半島地震の教訓</p>
P171	<p>[災害応急対策]</p> <p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第7節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、・・・(以下、略)</p>	<p>[災害応急対策]</p> <p>第9章 被災者の生活支援</p> <p>第7節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p><u>1</u> 市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、・・・(以下、略)</p> <p><u>2 大阪府社会福祉協議会</u></p> <p><u>(1) ボランティアセンターの運営</u></p> <p><u>災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。</u></p> <p><u>(2) 関係団体・大阪府との連携</u></p>	<p>・府計画に基づく修正。 (府参考意見の反映)</p>

P172	<p style="text-align: center;">第2 義援金品の受付・配分</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮 被災地に・・・(中略)・・・できるよう十分に配慮した方法で行う。 <u>市</u>は、住民、企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう、物資のニーズ等を把握し、的確な広報を実施するよう努める。 市及び大阪府は、・・・(以下、略)</p>	<p style="text-align: center;">第2 義援金品の受付・配分</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮 被災地に・・・(中略)・・・できるよう十分に配慮した方法で行う。 <u>大阪府</u>は、住民、企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう、<u>市と連携して</u>物資のニーズ等を把握し、的確な広報を実施するよう努める。 市及び大阪府は、・・・(以下、略)</p>	<p>・府計画に基づく修正。 (府計画との整合) (庁内意見)</p>
P177	<p>[災害応急対策] 第10章 社会環境の確保 第2節 廃棄物の処理 市及び大阪府は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。</p>	<p>[災害応急対策] 第10章 社会環境の確保 第2節 廃棄物の処理 市及び大阪府は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、「<u>貝塚市災害廃棄物処理計画</u>」(令和3年3月策定)に基づき適正な処理を実施するものとする。</p>	<p>・その他 (庁内意見)</p>